

平成 23 年

第 3 回柳泉園組合議会定例会会議録

平成 23 年 8 月 24 日開会

柳泉園組合議会

平成23年第3回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	1
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	3
・諸般の報告	3
・行政報告	4
・平成23年度柳泉園組合行政視察の実施について	20
○閉 会	22

平成23年第3回

柳泉園組合議会定例会会議録

平成23年8月24日 開会

議事日程

- 1 会期の決定
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 諸般の報告
 - 4 行政報告
 - 5 平成23年度柳泉園組合行政視察の実施について
-

1 出席議員

1番 細谷祥子	2番 梶井琢太
3番 村山順次郎	4番 石塚真知子
5番 遠藤源太郎	6番 安斉慎一郎
7番 中村清治	8番 石川秀樹
9番 鈴木たかし	

2 関係者の出席

管理者	馬場一彦
副管理者	渋谷金太郎
副管理者	坂口光治
助役	森田浩
会計管理者	林幸雄
東久留米市環境部長	西村幸高
清瀬市市民生活部参事	岸典親
西東京市みどり環境部長	金谷正夫

3 事務局・書記の出席

総務課長	新井謙二
施設管理課長	中村清

技術課長	涌井敬太
技術課主幹	大場俊美
資源推進課長	佐藤元昭
施設管理課長補佐	千葉善一
技術課長補佐	足立淳史
書記	宮寺克己
書記	濱田伸陽
書記	小林光一

午前10時01分 開会

○議長（遠藤源太郎） それでは、定足数に達しておりますので、ただいまより平成23年第3回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○議長（遠藤源太郎） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことについて、8月17日に代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員であります梶井琢太議員に報告を求めます。

○2番（梶井琢太） 去る8月17日（水曜日）、代表者会議が開催され、平成23年第3回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

平成23年第3回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、8月24日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程としましては、お手元に既に御配付のとおりであります。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行い、報告の終了後に質疑をお受けいたします。

最後に、「日程第5、平成23年度柳泉園組合行政視察の実施について」を事務局より説明を受け、予定期日をもって行政視察を行いたいと思います。

以上で本日予定された日程がすべて終了となり、第3回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（遠藤源太郎） 報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の報告のとおり本日1日とし、日程表のとおりといたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（遠藤源太郎） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

8番、石川秀樹議員、9番、鈴木たかし議員、以上のお二方をお願いいたします。

○議長（遠藤源太郎） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（遠藤源太郎） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（馬場一彦） 本日、平成23年柳泉園組合議会第3回定例会の開催に当たりまして、ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

各市とも第3回定例会の開催を控えまして、それぞれお忙しい中、議員の皆様におかれましては、本日の柳泉園組合議会定例会に御出席をいただきまして、厚く御礼申し上げる次第であります。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で5月から7月までの主な事務事業につきまして御報告申し上げます。

また、平成23年度柳泉園組合行政視察の日程及び視察場所につきまして事務局より御説明させていただきます。

以上、簡単でございますが、第3回定例会の開会に当たりまして、ごあいさつとさせて

いただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤源太郎） 「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（森田浩） それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成23年5月から平成23年7月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページの総務関係でございます。

1の庶務について、(1)事務の状況でございますが、5月13日に関係市で構成する事務連絡協議会及び17日に管理者会議を開催し、平成23年第2回柳泉園組合議会定例会の議事日程(案)等について協議いたしております。

次に、(2)東村山市の可燃ごみの受入れについてでございますが、支援の根拠といたしましては、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱第16条による支援として実施しているところであります。去る6月23日に委託契約を締結し、6月27日より受け入れを開始いたしました。

当初の予定では、9月30日までの間に650トン以内を受け入れる予定でしたが、5月から7月における支援実績といたしましては、3日間の受け入れで、支援量は344トンの受け入れとなっております。

続きまして、見学者でございます。2ページでございます。今期は25件で、1,314人の見学者がございました。このうち、小学校の社会科見学が15件、1,177人でございます。

次に、3のホームページでございますが、表2に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、4のごみ処理手数料の徴収状況でございます。表3に記載のとおりでございます。これにつきましても御参照いただきたいと思います。

次に、5の監査でございますが、両監査委員におきまして、7月26日に例月出納検査が行われております。

次に、6の契約の状況でございますが、今期は8件の工事請負契約を行っております。詳細につきましては行政報告資料に記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページのごみ処理施設関係でございます。

初めに、1のごみ及び資源物の搬入状況でございます。今期の構成市のごみの総搬入量は、表4-1に記載のとおり1万8,935トンでございます。これは、昨年同期と比較いたしまして、7トンの増加となっております。

なお、先ほど御報告いたしましたが、6月から東村山市から344トンのごみの受け入れを行っております。

構成市の内訳といたしましては、可燃ごみにつきましては、4ページの表4-2のとおりでございます。1万6,990トンでございます。これは昨年同期と比較いたしまして69トン、0.4%の減少となっております。また、不燃ごみにつきましては、表4-3のとおり1,854トンで、昨年同期と比較いたしまして77トン、4.4%の増加でございます。粗大ごみにつきましては、5ページの表4-4のとおりでございます。91トンで、昨年同期と比較いたしますと1トン、1.1%の減少となっております。

なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から5ページの表4-4に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、表4-5でございます。5ページでございますが、1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。表5-1及び表5-2でございますが、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、7ページの表5-3につきましては、動物死体の搬入状況でございます。

続きまして、8ページの表6でございますが、缶類等の資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は2,094トンで、昨年同期と比較いたしまして73トン、3.4%の減少となっております。

次に、2の施設の稼働状況でございます。

まず、柳泉園クリーンポートの状況でございますが、5月に2号炉の定期点検整備補修及びごみ・灰クレーンの定期点検整備を実施しております。6月には2号炉の定期点検整備補修が終了し、その後は順調に稼働いたしております。また、排ガス中のダイオキシン類測定及び工場内の作業環境ダイオキシン類測定を実施しております。さらに、7月には国及び東京都から、福島第一原発事故の影響に伴う焼却灰等の放射能濃度等の測定要請がございました。当施設におきましては、13日に主灰、飛灰、排ガス及び脱水汚泥の測定を行いました。また、25日に敷地境界、これは東西南北4カ所でございますが、その空間放射線量の測定をいたしております。それらの結果につきましては、11ページの表

1 1 - 1 に排ガスの放射能濃度、表 1 1 - 2 に焼却灰、飛灰及び汚泥の放射能濃度、また、表 1 1 - 3 に敷地境界及び灰処理設備付近の空間放射線量の測定結果をそれぞれ記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

なお、焼却灰等の放射能濃度の測定結果につきましては、国が定めました埋め立てに関する暫定基準であります8,000ベクレルをすべて下回っており、問題のないものと考えております。

続きまして、9ページの表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございます。クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は1万8,682トンで、昨年同期と比較いたしまして27トン、0.1%の増加となっております。

表8から10ページの表10は、ばい煙、ダイオキシン類及び下水道放流水の各種測定結果等を記載してございます。それぞれ排出・排除基準に適合いたしております。

続きまして、11ページでございます。5月に粗大ごみ処理施設電気関係補修、6月にはバグフィルター清掃を実施し、施設は順調に稼働しております。

次に、表12の粗大ごみ処理施設処理状況でございます。不燃・粗大ごみ処理量は1,946トンで、昨年同期と比較いたしまして76トン、4.1%の増加となっております。

続きまして、12ページの(3)リサイクルセンターでございます。6月に排水ポンプ設置工事を実施いたしました。施設は順調に稼働しております。

次に、表13のリサイクルセンター資源化状況でございます。資源化量は2,094トンで、昨年同期と比較いたしまして73トン、3.4%の減少となっております。

続きまして、13ページの3、最終処分場についてでございますが、引き続き東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出してしております。今期は2,516トンで、昨年同期と比較いたしまして271トン、12.1%の増加となっております。搬出状況につきましては表14に記載のとおりでございます。

次に、4の不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、屑ガラス等につきましては、埋立処分をせずに、RPFや路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては表15に記載のとおりでございます。

続きまして、14ページのし尿処理施設関係でございます。今期のし尿の総搬入量は406キロリットルで、昨年同期と比較しまして16キロリットル、3.8%の減少となっております。表16-1から表16-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、15ページの2、施設の状況でございますが、今期は7月に貯留槽の清掃及びポンプ関係点検整備補修を実施いたしました。施設は順調に稼動しております。

次に、表17のし尿処理施設における下水道放流水測定結果におきましてはそれぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、16ページの施設管理関係でございます。1、施設管理についてでございますが、クリーンポート建設に伴い、平成10年度から地上アナログ放送の電波障害対策を行ってまいりましたが、平成21年度と22年度にこれらの調査を行ったところ、デジタル放送の受信が確認できたため、本年7月24日のデジタル放送への完全移行に合わせ対策を終了させていただきました。

続きまして、16ページの厚生施設についての(1)施設の利用状況でございますが、各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、野球場は2.2%の減、テニスコートが10.2%の減、室内プールが7.1%の減、及び浴場施設が16.4%の減とそれぞれ減少しております。詳細につきましては表18-1及び表18-2に記載のとおりでございます。

また、各施設の使用料の収入状況につきましては、17ページの(2)施設の使用料収入状況の表19に記載のとおりでございます。

次に、(3)の施設の管理状況でございますが、節電対策として室内プール及び浴場施設の経営を、通常午前10時から午後9時まで営業しておりましたが、5月は3時間、6月及び7月は1時間の短縮をして営業いたしました。現在も1時間の短縮営業を行っております。

次に、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を18ページの表20及び表21に記載しております。それぞれ測定結果の数値につきましては基準に適合いたしております。

最後に、東日本大震災で発生いたしました災害ごみの処理につきましては、東京都を經由いたしまして国から受託処理の可否及び当該施設における処理可能量について、4月8日付で調査がございました。その後、正式な支援要請はございませんが、現在、東京都及び東京都市町村清掃協議会において、当面の対象地域として岩手県及び宮城県の災害廃棄物の受け入れについて検討、協議していると聞いております。

以上、簡単でございますが、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤源太郎） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。

○7番（中村清治） 私からは、11ページの放射能濃度の測定値等についての質問をしていきたいと思います。

いわゆる放射能の雲、福島原発の事故が3月15日に東京地方、それから3月21日から23日に放射能を含んだ雲が東京地方に流れてきたということで、そのことが大きな要因だとは思いますが、セシウム等をはじめとする放射能汚染が各地域に広範な範囲で汚染されてきたことが大きな原因だと思いますけれど、清掃工場及び流域下水道の焼却灰等にセシウムがかなり多く含まれているということで調査等もしてきているところではありますが、今、東京都で清掃工場は21カ所、多摩が17カ所あるわけですが、いずれの焼却灰からもセシウムが検出されているわけですね。それで、これは柳泉園組合が東京たま広域資源循環組合のほうへ焼却灰を運んでいるわけですが、現在の焼却灰の状況がどのような形になっているのか。東京都の場合は今の報告の中にもありましたけれど、1キログラム当たり8,000ベクレル以下ならば埋め立てできるということで、区部のほうは中央防波堤外側埋立地や新海面処分場等のほうへ搬入しているということだとは思いますが、その辺も確認のためにお聞きしたいんですけど、今の状況をまずお聞きしたいと思います。

○技術課長（涌井敬太） 現在は、従前どおり日の出町にございます二ツ塚処分場のほうに焼却灰、飛灰等を搬送いたしまして、エコセメント化していただいております。状況としましては全く変わっておりません。

○7番（中村清治） そうしますと、太平洋セメントが日の出町のほうは受け入れて製品化していると思うんですけど、そちらのほうの関係で企業のほうが100ベクレル以下の数値ならばそれを製品化というか、それを受け入れて従来どおりのセメントにしていくということと聞いておりますけれど、今ここに出ている数値からいくとそれを超えているわけです。そうしますと、その辺がどのような形で処理をされているのか、もう一度改めてお聞きします。

○技術課長（涌井敬太） 17日に東京都のホームページに記載されました東京都23区を含む多摩地域全域の焼却施設、それから東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設の放射能濃度の測定結果を見ますと、こちらにありますエコセメント化施設の排ガス焼成炉では不検出、それから金属回収汚泥ではセシウム合計で50、下水道放流水では678、エコセメント製品では不検出となっております。これは我々が測定したのと同時期に測定しておりますから、恐らく同じもの、我々ですと焼却灰で264、飛灰で

1,669という濃度のものを運搬させていただいておるんですが、これらのものをエコセメントとして処理したものがセメント製品になると不検出であるという結果を得られていると理解しておりますので、何ら問題ないと理解しております。

○7番（中村清治） わかりました。非常に濃度が高かった時期は3月の原発の事故があつてからの数週間というか、そういうところを基準として数値がかなり高くなつたのかなと思いますけれど、ただいまの報告、資料がございましたが、私たちは誤った認識でいってしまうと、私みたいな質問が行く可能性がありますので、ぜひ資料提出をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○技術課長（涌井敬太） 少々お時間をいただきましてコピーいたしますので。

○議長（遠藤源太郎） では、そういうことでよろしいですか、後ほど出させていただきます。

○3番（村山順次郎） 2つほど質問させていただきたいと思います。

私のほうにも、市内にお住まいの、特に小さなお子さんを育てられているお母さんなどから、全般的な放射線に対する心配の中で、一般の報道に触れる形で柳泉園の焼却灰、そして、被災ごみを受け入れるという話もあるけれどもどうなのかという形で、問い合わせというか心配の声というのが複数寄せられております。それで、いわゆる被災ごみについては、先ほどの報告の最後のほうで、4月8日に打診、問い合わせがあつて、今のところ受け入れてはいないけれども、岩手、宮城のごみを対象に受け入れる可能性もあり、検討しているということだったと思うんですけれども、これはどの程度その可能性があるのか、あるいはない可能性もあるのかというところをもう少し教えていただきたいなと思います。

それとあと、焼却灰、そして施設周辺の放射線量の正確な測定が行われたと思っておりますが、今後はどうされるのか、2回目、3回目ということは可能性として検討されているのか。一定の期間ごとにモニターするというのも一つ重要なと思うんですが、その点について2点、教えていただきたいと思います。

○技術課長（涌井敬太） まず、災害ごみの受け入れの件に関してでございますが、詳細はまだ決まっておりますが、環境省が発表いたしました8月11日付の「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」というのがございまして、ここで岩手県の陸前高田市と宮古市の仮置き場における災害廃棄物の放射能濃度の測定結果をもとに、焼却処理した際の飛灰中の放射能濃度を算定したというデータがございます。それによりますと、放射能濃度147ベクレル／キログラムの災害廃棄物を焼却した際に

発生する飛灰の放射能濃度は4,895ベクレル／キログラムにとどまるというデータがございます。そこで、このガイドラインでは、埋め立てが可能となる放射性セシウム濃度の目安8,000ベクレル／キログラムを大きく下回っており、広域処理を行った場合において受け入れ側に対して焼却灰の一時保管という負担をかけることなく処理ができるという評価がなされております。これが実際に置かれている廃棄物の放射能濃度のものということでございますので、恐らく同程度のものを受け入れるようになろうかと思っておりますので、全く問題はないのかなとは思っておりますが、聞くところによりますと、東京都が受け入れる前に再度こういった焼却試験をされて、その状況を確認した上でできるかできないかというのを最終的に判断されると聞いております。

それから、これは日の出町の東京たま広域資源循環組合から関係市を通じて私どものほうにいただいた資料でございますが、日の出町等で、「焼却残渣の放射性物質に関する日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場、東京たまエコセメント化施設における取り扱い特別協定」というのを結ばれるそうでございます。その中には、搬出する各団体は月1回、焼却灰、飛灰の測定をしてくださいということが書いてございます。ですから、この協定が調った後、柳泉園組合といたしましても月1回、焼却灰と飛灰の放射能濃度測定を実施していきたい、このように考えております。

○3番（村山順次郎） 今のお話ですと、ごみの段階で147ベクレル／キログラムぐらいの放射性物質を含んだごみを、時間の問題で量の大小はともかくとしても受け入れるであろうという感じなんではないでしょうか。それとも受け入れないということもあり得るのか。まだわからないという可能性の段階ということでしょうか。時間の問題で受け入れるということなんではないでしょうか。少しそこを、すみません、もしわかっているなら教えていただきたいと思っております。毎月1回ということは了解いたしました。ありがとうございます。

○技術課長（涌井敬太） 先ほど助役からの報告にございましたとおり、現在、東京都と東京都市町村清掃協議会、これは三多摩地域の各市町村の清掃部局の部長さんが構成している団体でございますが、その中で受け入れの可否、それから受け入れる際の条件等について検討協議しているというところでございますので、まだ決定ではございません。私どもとしても最終的には受け入れるか受け入れないかという話はまだ聞いておりません。

それから、当然その受け入れる条件が整った段階で周辺住民の方にも御説明をしなければいけませんし、御理解をいただかなければなりませんので、そういった準備の段階を経て、そのうちにもし仮に受け入れるということであれば正式に受け入れるという形になる

うかと思えます。現在のところは未定でございます。

○3番（村山順次郎） 被災ごみとして147ベクレル/キログラムで、焼却灰にすると4,800何がし、8,000は超えないという見込みであるというお話ですけれども、ぱっと専門家ではないのでこれが妥当なところなのかというのは判断しかねるんですけれども、こういう御時世でいろいろ問題もある状況でもありますので、しっかりというか、慎重に御検討いただけるように要望しておきたいと思えます。ありがとうございます。

○9番（鈴木たかし） 先ほどの中村議員の関連なんですけど、今回、11ページでお示いただきましたように、放射線濃度としては、例えば飛灰については1,669、汚泥については72、焼却灰も264あるわけですね、厳然として数値としてはあるわけです。法定で決められている8,000ベクレル以下というのはもちろんそうなんですけれども、ベクレルはベクレルであり、空気中であっても、またどこにあってても人体に及ぼす影響というのは数値としては同じなわけで、埋め立てるのにいいですよという暫定基準が8,000なわけですね。ですから、その灰に触れる人、作業員の方々も含めて人体に及ぼす被曝というのは当然あるであろうと思っております。

先ほどの中村議員のお話と同じなんですけど、これが二ツ塚処分場に行ってエコセメント化される。そのときに、25市1町の焼却灰が集まったときに当然、累積放射線数値になってくるんだらうと、そこを心配しているわけです、私も中村議員も。エコセメント化するときに埋め立ての場合は埋立地ですから、埋めてしまうわけですから人が直接接触するということはないんですが、エコセメント化したときには当然、人に何らかの形で生活空間の中で利用されていくだらうと。その上で先ほどお話がありましたように製品化されたときには放射線数値は測定されませんでしたというお話だったんですけれども、放射線というのは煮ても焼いても消えませんが、製品化されたところで消えるというのはわかには信じがたい話なんですけれども、今後製品化していく上で恐らく放射線数値ということが問題になってくるだらうと思うんです。

そこで、実は今回、8月の5日に私ども清瀬市では、こちらの副管理者である渋谷清瀬市長が、EM菌の創設者である比嘉教授という沖縄琉球大学の教授を招致して講演会というのをやりました。そこで話されたことというのは、そもそも皆さん御存じのように、EM菌は土壌改良、水質浄化ということで用いられたものなんですけれども、今回、放射線を下げるといった効果があったんだということを一つのデータとして講演をされたわけです。

そこで話されたこととして、福島郡山で、当然汚染されている土地、キロ当たり2万

ベクレルあった土地にEM菌をまいたところが、1カ月で40%減、2カ月目には80%、2万ベクレルあったものが5,000ベクレルまで下がったんだということの衝撃的な発表があったわけです。このようにEM菌が、今まではこの柳泉園組合でもダイオキシン類対策としてまいたらどうですかというお話を何度もされてきたと思うんですが、今回この焼却灰または二ツ塚処分場に持っていかれる際にぜひEM菌を活用していただいて——実はこのEM菌の効能の一つに、セメント化したときにより強度を増し放射線を下げるといいう効果があるんですね。ですから、セメントにとってみたら何よりいいわけです、放射線が下がって強度が増すわけですから。ぜひこの点を御考慮いただいて、二ツ塚処分場のほうに提案というか御意見を柳泉園のほうから言っていただけたらと思います。御存じのようにEM菌そのものというのは非常に安価なものですし、その方法さえわかれば原材料といえますか、それを購入するだけでふやすことも可能なものですので、莫大なお金がかかるものでもない。お金が特にかかるとするならば今後やっていく放射線測定値ですね。

もう1つ、御提案をぜひ二ツ塚処分場にさせていただきたいのは、二ツ塚処分場でも放射線測定を行っているのかどうかです。26市町村から持ってこられた焼却灰の累計数値というのがどの程度あるのか、それによってEM菌をまこうとかまかないとかという話もあると思いますので、この点、ぜひ御提案いただきたいという件と、それから二ツ塚処分場で放射線測定をしていただきたいという、この2点をお願いいたします。

○議長（遠藤源太郎） 答弁は必要ですか。

○9番（鈴木たかし） もし何か今の時点で御存じのことがあれば言っていただきたいと思います。

○助役（森田浩） EM菌の関係につきましては、以前より積極的に清瀬市の関心ある方が中心になりまして、柳泉園の敷地内におきまして実験をずっと行っております。その結果はすべて私どもも把握してございます。その中では若干減少の傾向にあるというところもございまして、あまり変わらないというところもありますけども、全体的に言いますと減少の傾向にあるという数値は確認させていただいております。今後、いろいろな形で御提案等ございましたら、またなるべく最大限の協力はさせていただきたいと思っております。

また、二ツ塚処分場のエコセメント化に伴います焼却残渣の放射性物質の濃度測定は行っているとお聞きしております。

○9番（鈴木たかし） その二ツ塚処分場の測定値というのは公表されているものなので

しょうか。もしされているのであれば、それもぜひ資料提供いただければと思います。

○技術課長（涌井敬太） ニツ塚処分場のエコセメント化製品の汚染濃度等も、先ほどお話ししました東京都の一式の資料の中に入っておりますので、それでごらんいただければと思います。

○議長（遠藤源太郎） 先ほど資料の中に入っているんですね。

○技術課長（涌井敬太） はい。

○議長（遠藤源太郎） では、先ほどの中村議員の請求のありましたそちらで確認してください。

では、先ほど要求のありました資料が整いましたので、配らせていただきたいと思います。事務局よりお願いします。

それでは、ほかに質問ございますか。

○6番（安斉慎一郎） 1つは、先ほどの御説明で、我々も認識していなければいけないことではあると思うんですが、11ページの放射能濃度測定結果について、国の暫定基準で8,000ベクレル／キログラムという御説明があったんですが、その下の空間放射線量測定結果について、マイクロシーベルト／アワーということで表示されているんですけども、この場合、国の暫定基準がどうなのかというのをその都度つけていただかないと。また、今お配りいただいたこれはこちらの事務ではないので苦情を言ってもしょうがないかもしれませんが、こちらにも暫定だったら幾らなんだというのが出ていないので、あるいは自然界の放射線量は幾らなんだと、その2つぐらいは常にそばに明らかにするようにならなければ、資料を見ればすぐにこれは、安全と言うかどうかは別として、国基準はクリアしているんだなという、そういう認識はすぐ持てると思いますので。これは、表11-3についてはすぐお答えいただきたいのと、今後そういうふうな資料の提出の仕方にならばいいと思います。インターネットや何かで見ればいろいろ出ているわけですが、その都度全部頭に残っているわけではないので、できればそのようにお願いしたいと思います。

それからもう1つは、前にシックハウスとかいう問題があったときに、クロスチェックということをよく議論されて実施されてきた経過があると思うんです。それで、この測定している機関はどこで測定して、そして幾つの機関が測定したのか、それも表11-2とか11-1、11-3についてお答えいただきたいと思います。

それから、今度は戻って4ページの不燃ごみ搬入状況についてです。これは昨年同期に

比べて合計で不燃ごみは増になっていると。その他可燃ごみのほうでは減になり、粗大ごみも減になり等々であるわけですけど、この辺をどのように分析しているのか、お答えいただきたいと思います。

最後に、前回の議会で私は契約状況について、資料についてお願いいたしましたところ、助役のほうから、「現在請求されました資料は手元にはございません。したがって、各地に問い合わせをしてみても作成できるようでしたら作成させていただいて、次回の議会等に提示させていただきたいと思います。」というふうに答弁されているんですけども、この辺はどういうふうに検討されたのか、提出できない状況だったのか、問い合わせしなかったのかしたのか、その辺もお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○助役（森田浩） 大変失礼いたしました。答弁の順番が逆になりますけども、前回の資料の関係でございますが、3団体に問い合わせをしてお聞きしました。契約方法また根拠、その他いろいろのことでできるだけ詳しくお聞きしたんですけども、ほぼ柳泉園が実施している内容と同様の内容で実施しているということをお聞きしております。その結果はまとめてございますので、もし資料として御配付するということであれば御配付させていただきたいと思いますが、内容につきましては柳泉園とほぼ同じ内容の記載になっております。

○技術課長（涌井敬太） 空間放射線量の基準でございますが、これは原子力安全委員会の目安ということでございますが、1年間で0.01ミリシーベルト／年、マイクロに直しますと10マイクロシーベルト／年ということが原子力安全委員会の基準ということでございます。ちなみに通常、太陽等から放射線等は降っておりますので、こういったものから一般的に年間1,000マイクロシーベルトの被曝をしていると、何もない状態のところ。それから、地球上の中で一番高いところ、ブラジル等では1年間で1万マイクロシーベルトの被曝をしていると。これは自然界での放射線の量でございます。ですから、例えば1,000マイクロシーベルトというものを365日、24時間浴びたとした場合に、1時間当たりですと0.11マイクロシーベルトという数値が出ますので、それから比べましても柳泉園組合で測定いたしましたこの空間放射線量については全く問題のない数値であると理解をしております。

それから、測定の機材等でございますが、大変申しわけございません。先日、私どもの管理者名で各議員あてに送付いたしました放射能濃度測定結果の中にすべて記載させていただいていたものですから、この行政報告の中に記載をせずにこのまま表だけを添付させ

ていただきました。測定した会社は、島津テクノリサーチという会社でございます。それから、ガスの測定はゲルマニウム半導体検出器によるガンマー線スペクトロメトリーという分析方法だということでございます。それから、灰等の測定につきましては、同じゲルマニウム半導体検出器によるガンマー線スペクトロメトリーという分析方法だと聞いております。それから、放射能濃度等につきましては、私どもの施設ではクロスチェックは現在しておりません。1回はかったきりでございます。

○資源推進課長（佐藤元昭） 不燃ごみの増の理由でございますが、今期、前期と比較した場合、清瀬市が約13トン、西東京市が約70トンの増となっており、東久留米市が5トンの減少となっております。それで、人口を調べますと、清瀬市が173名、西東京市が2,523名ふえていまして、東久留米市は480名人口が減少しております。それが要因の一つではないかと思われるのと、また、西東京市がこれだけ多くふえているのは、容器包装その他プラを始めて急激に減ったリバウンド的な現象で、ここ数年反動でふえているのではないかと予測しております。

○6番（安斉慎一郎） 資料については前回の約束ですので、調査してあるということでございますので、出していただきたいと思います。契約については今後もずっと質問していきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いします。

それから、原子力安全委員会の基準でいく、これは自然というふうにおっしゃったので、私も2つ質問したんですけど、簡単に先ほどの表11-2については、8,000ベクレル／キログラムを下回っているんですよということでお話しいただいたので、わかりやすかったです。こちらのほうは何か年にすると幾らで、これは計算すればわかるんだけど、そういう場合にここに、例えば、0.11が自然界で0.何々が原子力安全委員会の暫定基準だとはっきり端的に答えていただきたいんです。そうしたほうがわかりやすい。計算すればわかるということであろうけれども、端的に言ってください。

それから、クロスチェックについては、今のところそういうことを言っているのはあまり聞かないんですけども、必要ではないのかなと思うんですけどね。測定器の問題もあるし、測定機関が1つの機関で、お金もかかるということですけども、おいおい必要になっていくのではないかなと思いますので、これは検討していただきたいと思います。

それから、4ページのごみのほうですけども、これは市のほうの問題もあるということですので、市のほうでもまた問題を明らかにするようになりたいと思います。1つは人口増ということですけども、可燃ごみとかあるいは粗大ごみとかが減っているという

ことでいくと、人口増だけでは少し説明がつかないなとも思いますし、リバウンドということも当初からある程度予想されていたことでもありますけれども、市のほうでも明らかにしていきたいなと思います。

これで終わります。1点だけよろしくお願いします。

○技術課長（涌井敬太） 空間放射線量の基準でございますが、大変申しわけございません、基準というものは現在まだない状態でございます。ただ、原子力安全委員会でこのようなことをおっしゃっているというだけでして、これがでは基準かという、埋立基準のような8,000ベクレル未満ならという基準というものはまだ現在制定されていないようでございます。

○助役（森田浩） 議長のところをお願いいたしましたが、資料をそろえておりますので、もしできればこの場で御配付を差し上げたいと思います。

○議長（遠藤源太郎） もうすぐできるんですか。

○助役（森田浩） できます。

○議長（遠藤源太郎） ああ、そうですか。

○助役（森田浩） 申しわけございませんでした。大変失礼いたしました。

○議長（遠藤源太郎） それでは、安斉議員、前回、資料を出せるという助役のお話でしたので、もう準備がしてあるようですので、ここでお配りさせていただきます。

○助役（森田浩） 今、コピーして準備しています。

○議長（遠藤源太郎） 今、コピーしている最中ですね。では、後ほどということで御了解ください。

○2番（梶井琢太） 私も放射線の質問はしようかなと思っていたんですけど、多くの議員の皆さんから質疑がありましたので、ここでは控えたいなと思います。ただ、先ほど村山議員のほうからも意見がありましたように、測定についてはやはり継続して行っていただきたいし、一方で被災地等のごみの受け入れについては、東京都のほうでチェックをするというお話もありましたが、これについても慎重な対応をお願いしたいと思います。

そこで、そのほかの点について3点ほど質問をしたいんですが、まず1点目が、この夏の節電の関係で、売電に向けたさまざまな取り組みをこの夏、柳泉園組合でもされてきたとのお話がありましたので、まだ中間的な状況かもしれませんが、もし可能であれば状況を教えていただければなと思います。

2点目が、報道で少し見たんですけど、多摩川衛生組合の有害ごみ混入の問題があった

という報道を見たんですが、柳泉園組合ではこういった有害ごみの混入といったことはまずないと思います。ただ、一応念のため、その確認をしたいのと、今回こういった問題が起きたので、せっかくといえますか、こういった機会ですから業者等にいま一度こういった確認といえますか、注意喚起をする必要があるのではないかと思うんですが、御見解を伺いたいと思います。

3点目が、さきの議会で地域手当の質問が出ましたけど、柳泉園組合は基本的に東久留米市に準じて地域手当を設定していると思うんですが、東久留米市のほうで、さきに行政側から資料等で現在、地域手当の引き下げについて関係団体と協議中であるという発表がありました。具体的に言えば、とりあえず暫定で9%、現状が12%のところを9%へという報告がありましたが、柳泉園組合についてはこれと連動した形になるのか、その点について確認をしたいと思います。

以上3点です。

○技術課長（涌井敬太） 発電の関係でございます。これは平成23年6月1日付で柳泉園組合管理者あてに、経済産業大臣名で電気使用制限規則の規定により電気の使用を制限する旨の通知がございました。その内容は、平成23年7月1日から同年9月22日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後8時までの間において、今年の同期間の最大使用電力であります2,106キロワットを15%削減し、最大電力を1,791キロワット以下にしてくださいとのことでございます。また、23年5月25日付の環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長名の東京電力、東北電力管内における夏季の電力需給対策への協力についての依頼文によりまして、一般廃棄物処理施設を含む公共施設において、建屋の照明や空調の節電、夜間や土・日の活用等による電力使用のピークシフト実施等を行い、使用電力の15%削減を達成するように求められております。

その中で、クリーンポートにおきましては、2炉運転で通常2,500キロワットの発電が可能でございますが、不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター等を含む施設内電力のすべてを賄った上で、さらに電力供給を多くするというのを考えまして、夜間のごみ焼却量を減らしまして、発電量を2,100キロワット程度に抑えます。それから、昼間の発電のごみ焼却量をふやしまして2,700キロワット程度までふやします。このことによりまして売電、いわゆる他に供給する電力をふやしているというのが現状でございます。

発電関係は以上でございます。

○議長（遠藤源太郎） 他施設の関係はどうなんですか。

○資源推進課長（佐藤元昭） 今の技術課長の説明の補足といたしまして、資源推進課のほうでも今、説明がありました国や都からの要請があり、粗大ごみ処理施設とリサイクルセンターを1日運転をやめて土曜日に運転して、平日電力量の使用量の削減ということで対応しています。これがまだ1カ月少ししかたっていないんですけども、前月と7月分だけの結果なんですけども、前月、6月分と比較いたしますと、リサイクルセンターで約2万キロワット使用量がふえています。また、粗大ごみ処理施設では、マイナス3,370キロワット減っております。前年度同期と比較いたしますと、リサイクルセンターですと5,463キロワット使用量が減っております。また、粗大ごみ処理施設では、前年度同期と比較しますと3,490キロワット減となっております。そういったことで多少なりとも効果が出ているのかなと思っております。

また、有害ごみの混入ですけども、基本的に関係3市は分別収集していますので、それぞれ乾電池とけい光管を別に持ってきていただいて、柳泉園組合では適正に処理していますが、やはり、まれですけども不燃ごみの中に混入されていることはあります。混入されているものは手選別で作業を行っていますので、その中で気がついたものに関してはそれぞれ選別で抜いてきちんと処理をするようにしております。

○議長（遠藤源太郎） 梶井議員、地域手当について、きょうの行政報告に入っていないので、お聞きする程度でよろしいですか。

○2番（梶井琢太） はい。

○助役（森田浩） 地域手当の関係でございますが、議員御指摘のとおり、柳泉園の職員におきましては東久留米市の給与体系に準じて実施しているというところでございます。したがって、地域手当につきましても、東久留米市のほうで方向性が出れば、その出た段階で柳泉園といたしましては、柳泉園の関係機関、組合とよく協議させていただきながら、それなりの適切な対応を図っていきたいというふうに思っております。

○8番（石川秀樹） 1点だけお伺いいたします。

被災地の瓦れきを受け入れるとなった場合の仮定の話で申しわけないんですけども、瓦れきが海水にさらされている場合は、これを焼却した際にダイオキシン類の数値も相当高くなるのではないかと懸念があります。その際にはバグフィルターを頻りに交換するような必要があるのかどうか。今の私のこの質問そのものが技術的なところで妥当なのかどうかも含めまして、申しわけないんですけども、お伺いしたいと思います。

○技術課長（涌井敬太） 受け入れ可能な量といたしまして、日量20トンということをお

お話しさせていただいておりますが、これは現在、日量で処理している200トンの約1割でございますので、1割のごみの中に若干塩素分がふえたとしても、それほど大きくダイオキシン類の発生量がふえると理解してございませんので、現在の焼却施設で十分対応できると理解しております。

○管理者（馬場一彦） 申しわけありません。先ほどから、被災地のごみの受け入れについての御質問等多岐にわたっていただいておりますので、先ほど行政報告等で助役のほうから御答弁させていただいてはおるんですけれども、若干市長会の状況ということにはなりますが、これも含めて少しお話のほうを御報告させていただければと思います。

被災地のごみの受け入れに関しましては、東京都が被災地の支援をするということを表明いたしまして、新聞報道等でもこの間ございますけれども、そういった形の中で東京都のほうから広域資源循環組合——失礼しました、今、東京たま広域資源循環組合と名称が変わりましたけれども、こちらのほうを經由して各焼却施設を持っている施設のほうで焼却は可能かどうかという調査があって、受け入れる受け入れないという判断ではなくて、その可能の許容としてどのぐらいあるかということで、まず柳泉園としては1日当たり20トンの許容はあるということの回答はさせていただいております。これが現時点で柳泉園としてのそういったお答えをしているという状況であります。

それとは別に、これは当然、柳泉園も含めてほかの各焼却施設を持っている部分としては、26市の各構成市がありますので、これは26市の構成市で組織します担当部長級によります連絡会の中で、東京都との協議を今、行っております。その協議を行っている中で、先日、7月の市長会でも東京都のほうからは、被災地の広域支援として災害ごみを基本的には受け入れていただきたいという旨のお話がありました。と同時に、26市の担当部長によります連絡会の中での代表のほうからは、1つは、先ほどもお話がありましたように、放射性物質に対して焼却した際の検査、こういったものをしっかりと被災地のほうでやって、問題がない数値であることを確認することが必要であると。2点目としては、ダイオキシン類に関して、やはり今、御質問がありましたように、津波の影響を受けた被災ごみということですので、これもダイオキシン類についても現地で焼却試験をして、その状況がしっかりとダイオキシン類が大丈夫であるという数値でなければなかなか難しいと。

それでもう1つは、受け入れする際の費用負担として、構成市が持ち出しをして費用負担をするような状況では困るので、費用の部分は東京都ないし国、そういったところで

しっかりと持っていただきたいと。そして、4点目としては、これが一番重要であるという形の中で、当然、各焼却施設の周辺住民の方の御理解、こういったものを得なければならぬので、やはりそういったものを踏まえていく必要があるので、これを26市の担当部長会の中で協議をして、今、東京都と協議をしているということで、先ほど担当のごみ関係の部長の協議会の御報告をさせていただきましたが、そういった形で今、協議をしていると。

ですので、今申し上げた、大まかに言いますと4点ほどありますけれども、こういったものをクリアしていただかないと、なかなか26市、各焼却施設を持っている構成市としても非常に受け入れとしては難しいので、こういったものをまずクリアしていただきたいということで今、協議をさせていただいているという状況であります。ですので、こういった一定の経過と一定のハードルをクリアするというものが条件になりますので、そういったもののデータの見地、そういったものも含めて推移を今、見守り、また協議をしているという状況でありますので、その部分で御報告等をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤源太郎） 石川議員、よろしいですか。

○8番（石川秀樹） はい。

○議長（遠藤源太郎） それでは、先ほど安斉議員からの請求のありました資料が整いましたので、お配りさせていただきます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） ないようですので、以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（遠藤源太郎） 続きまして、「日程第5、平成23年度柳泉園組合行政視察の実施について」を議題といたします。

本件については事務局より説明をいたさせます。

○総務課長（新井謙二） 行政視察につきまして御説明させていただきます。

恐れ入りますが、「平成23年度柳泉園組合行政視察（案）について」と題した書類をごらん願います。

平成23年度の行政視察は、11月4日（金曜日）を予定しております。

まず、1の視察目的でございますが、ゼロエミッションハウスは、近未来型の住宅で、平成20年に開催された北海道洞爺湖サミットにおいて展示された住宅を再現したものでございます。

また、さしま環境管理事務組合は、茨城県の坂東市、古河市、境町及び五霞町で構成されている一部事務組合で、平成20年3月に竣工したさしまクリーンセンター寺久には、資源化施設としてのリサイクルプラザ及び可燃ごみ処理施設としての流動床式ガス化溶融炉がございます。リサイクルプラザにおきましては、不燃・粗大ごみ、資源及び有害ごみが1つの施設内で処理をされております。

ゼロエミッションハウスにつきましては、資源の有効利用及び地球温暖化対策に係る温室効果ガスの排出抑制にも取り組んでおり、柳泉園組合の事業とも関連がございます。また、資源循環型社会の構築を目的として建設されたリサイクルプラザにおきましても、柳泉園組合の不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターの更新という課題の一つでもあります。今後の事務事業を遂行するための参考とするため、両施設を視察いたします。

続きまして、2の視察先でございます。

茨城県古河市にある積水ハウス株式会社のゼロエミッションハウスと隣接して同社が設置している建築廃材の資源化施設資源循環センターを午前中、視察いたします。午後におきましては、茨城県坂東市にあるさしまクリーンセンター寺久のリサイクルプラザと熱回収施設を視察いたします。リサイクルプラザでは、家具などの再生品の展示、販売、保管による住民への啓発、普及なども行っております。また、さしま環境管理事務組合を構成している2市2町の処理人口は、約18万人でございます。

続きまして、3の実施日及び行程につきましては、11月4日、借り上げバスを使用した日帰りで、午前8時15分に柳泉園組合を出発し、午前10時30分ごろからゼロエミッションハウスと資源循環センターを1時間程度視察いたしまして、昼食休憩をした後、午後1時30分ごろからさしまクリーンセンター寺久のリサイクルプラザと熱回収施設を1時間30分程度視察いたします。同センターを午後3時過ぎに出発し、午後5時30分ごろ柳泉園に帰着する予定でございます。

最後に、4の参加人数でございますが、記載のとおり21名を予定しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤源太郎） それでは、これより行政視察に対する質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） ないようですので、お諮りいたします。

平成23年度柳泉園組合行政視察につきましては、ただいまの報告のとおり実施いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 御異議なしと認めます。

それでは、以上のとおり決しました。御参加のほどよろしく願います。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成23年第3回柳泉園組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時14分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 遠藤源太郎

議員 石川秀樹

議員 鈴木たかし